第

195

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 10月18日 火曜日

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役三上

元

TEL:06-314-3901

自社株評価の改正のポイント(2・前)

〇 : 会社規模区分の改正に伴って土地保有 特定会社の株式の評価が、どう変わるか教え て下さい。

A:会社規模の判定基準に従業員数が導入 されたことに伴い、大会社から中会社や小会 社になるものが出てくることになりました。

一方、土地の保有割合の高い会社は土地保 有特定会社として純資産価額方式のみによっ て評価することとされています。しかし、今 回の改正により従前の土地保有会社のうちに も、中会社や小会社に該当するものが生ずる こととなりました。このような会社は、改正 前と同じく、会社の有する資産価値に着目し て評価することに変わりはないため、改正後 も土地保有会社として評価することとされま した。

改正前において、小会社は土地保有特定会 社に該当しませんでしたが、今回の改正によ り小会社に該当する場合であっても、土地保 有割合が次に掲げる割合に該当するときは、 土地保有特定会社として評価することになり ました。

①総資産価額(帳簿価額)が、卸売業で20 億円以上、また、卸売り業以外の業種で10 億円以上の会社については、土地保有割合が 70%以上の場合

②総資産価額(帳簿価額)が、卸売業で80 00万円以上20億円未満、また、卸売り業 以外の業種で5000万円以上10億円未満 の会社については、土地保有割合が90%以 上の場合







